京都市上下水道局告示第67号

下水道法第4条第1項の規定に基づき,京都府木津川流域関連京都市公共下水道事業の 事業計画を変更することについて,事業計画の案を作成しましたので,同法施行令第3条 の規定に基づき,次のとおり告示し,当該案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出する ことができます。

平成26年3月6日

京都市公営企業管理者 上下水道局長 水田 雅博

1 事業計画の名称

京都府木津川流域関連京都市公共下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

京都市伏見区向島丸町, 同区向島西定請, 同区向島新上林, 同区向島二本柳及び同区 向島下五反田地内

3 工事の予定年月日

昭和61年8月26日から平成30年3月31日まで

- 4 変更に係る事項
 - (1) 処理区域及び排水区域の変更
 - (2) 主要な管渠の変更
 - (3) 主要な貯留施設の変更
- 5 縦覧場所

T 6 0 1 - 8 0 0 4

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

6 縦覧期間

平成26年3月6日から平成26年3月20日まで(十曜日及び日曜日を除きます。)

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除きます。)

8 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案につ

いての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記6の縦覧期間満了の日までに、上記5の場所に提出してください。

(上下水道局下水道部計画課)